

景観重要公共施設についての再整理

1. 指定する公共施設の候補を追加

国道	一般国道 5 号、276 号、393 号
道道	ひらふ坂・サンモリッツ大橋付近（631 号）、駅前通り（271 号）、倶知安ニセコ線（58 号）、京極倶知安線（478 号）、 蘭越ニセコ倶知安線（343 号）
町道	岩尾別南 3 線、花園リゾート線、羊蹄登山線、 西 6 号富士見線
河川	尻別川、倶知安川、ポイントサン川
計画中の公共交通路	北海道新幹線路、後志自動車道（倶知安余市道路）
公共建築物	新幹線駅舎、都市施設
公園	駅前広場・旭ヶ丘公園
登山道・遊歩道	羊蹄山倶知安ひらふコース、旭ヶ丘公園散策路、ひらふ散策路 など

2. 整備方針案をボリュームアップ

※新たな視点を追加

道路	冬季用工作物（矢羽根やスノーポール）は夏季の見え方を配慮、無電柱化の推進・・・等
新駅&都市施設	倶知安の新しいランドマーク、視点場として魅力的な施設に
新幹線路・自動車道路	長大な高架等が景観に与える影響の大きさを踏まえ、十分な協議を
登山道・遊歩道	管理者頼みだけでなく、利用者や町も一緒に盛り上がりましょう

景観重要公共施設の指定及び整備等に関する事項

（１）指定に関する事項

景観計画区域内の道路や河川などの公共施設のうち、良好な景観形成を図るうえで重要な施設については、以下の指定基準に基づき、国、道等の公共施設管理者等との協議・同意のもと、「景観重要公共施設」に指定することができるものとします。

北海道景観計画において景観重要公共施設として指定されている町内の路線や河川については、町の景観計画内でも景観重要公共施設の指定が想定されます。

また、無電柱化が検討されている路線などは、電線共同溝法における「電線共同溝整備道路」として指定する事も考えられます。

- ① 豊かな生態系や農業などの産業を支える河川
- ② 賑わいと交流を生む道路、広域の地域間を繋ぎ圏域の沿道景観を印象付ける道路
- ③ 自然環境を育み、人々の憩いや交流の場として身近に親しまれている公園
- ④ その他、本町の景観づくりにおいて重要な要素となる公共施設

<倶知安町で考えられる景観重要公共施設の候補>

(検討委員会で出された) 倶知安町の道路・河川 (軸)	
国道	一般国道 5 号、276 号、393 号
道道	ひらふ坂・サンモリッツ大橋前後 (631 号)、駅前通り (271 号)、倶知安ニセコ線 (58 号)、京極倶知安線 (478 号)、蘭越ニセコ倶知安線 (343 号)
町道	岩尾別南 3 線、花園リゾート線、羊蹄登山線、西 6 号富士見線
河川	尻別川、倶知安川、ポイントサン川
計画中の公共通路	北海道新幹線路、後志自動車道 (倶知安余市道路)
公共建築物	新幹線駅舎、都市施設
公園	駅前広場・旭ヶ丘公園
登山道・遊歩道	羊蹄山倶知安ひらふコース、旭ヶ丘公園散策路、ひらふ散策路 など



道道631号 (比羅夫坂)



町道岩尾別南3線



尻別川

(2) 整備に関する事項

指定された「景観重要公共施設」については、町の良好な景観形成に資する施設整備を図ります。

また、「景観形成重要公共施設」の整備にあたっては、公共施設管理者等の協議・同意を得るとともに、景観審議会の意見を聴くものとします。

<整備方針>

道路	・ 道路付属物は、景観を阻害しない配置や景観色の使用により周囲との調和を図ります。 ・ 景観が良い主要道路の無電柱化について、計画的に推進していきます。 ・ 街路樹や植樹樹等、沿道緑化環境の整備を推進します。 ・ 防雪柵、固定式視線誘導柱（矢羽根）、スノーポール等、冬季の安全に必要な附属物は、夏季の景観への影響も配慮した整備を進めます。
河川	・ 河畔林や護岸、堤防等、治水面との整合を図りつつ、尻別川水系の変化に富んだ魅力ある景観の維持、形成等に努めます。 ・ 河川が持つ機能を発揮させつつ、河川敷の公園利用、管理道路の遊歩道利用などにより、自然や河川景観に触れる水辺空間・親水空間としての活用を図ります。また、照明柱などの工作物等は、設置位置や形態意匠、色彩に配慮し、周辺の自然景観と調和するような河川景観の形成に努めます。
公共建築物	・ 周囲のまち並みに馴染むだけでなく、町のランドマークとなる洗練されたデザインを意識した整備を進めていきます。 ・ 倶知安町の景観を感じられる場所として、視点場の適切な整備に努めます。 ・ 羊蹄山やニセコ連峰、旭ヶ丘等の自然景観が形成する背景との調和を大切にします。
計画中的 公共交通路	・ 高架など長大な工作物は、周辺景観や環境、景観資源への眺望に大きな影響を与える恐れがあります。 ・ 高架等が与える視覚・心理的圧迫感の軽減や眺望性の確保について、施設管理者等との協議を進めます。 ・ 郊外森林の通過区間では、自然景観の連続性のみならず、自然環境の分断による動植物への影響が懸念される為、影響を抑えるよう施設管理者等との協議を進めます。
公園	・ 駅前広場では、来訪者と住民が行き交う交流空間を演出し、潤いと憩いの空間とするため、緑の充実を図ります。 ・ 旭ヶ丘公園では、身近に自然を感じられる場として、その豊かな緑を守り、活かしていくため、適正な整備と維持管理に努めます。また、市街地や倶知安川への眺望など、視点場として良好な眺望を確保していきます。 ・ 憩いと潤いの場、そして地域のシンボルとなるよう、地域と利用者の特性を踏まえた公園整備を図ります。
登山道 ・ 遊歩道	・ 登山道及び遊歩道の維持管理や補修・改修などについては、管理者のみでなく利用者の意識掲揚も図り、管理者や関連団体、町民、利用者と連携した登山道及び遊歩道の安全性確保、景観向上に努めます。